

Actus Newsletter




令和4年度 税制改正(速報)

12月10日に「令和4年度税制改正大綱」が公表されました。今回の改正では「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新資本主義の実現に向けた取組を推進する税制が盛り込まれることになりました。具体的目玉となる内容としては、法人課税における「賃上げ促進税制の改組」や個人課税における「住宅ローン減税の見直し」などがあります。(↑増税 ↓減税)

■ 法人課税


法人課税では、「成長と分配の好循環」の実現に向けた措置として「賃上げ促進税制」の見直しを中心に、基本的には既存措置の延長・見直しが多い内容となっています。

項目	内容		適用期日等																								
賃上げ促進税制 【見直し】 ↓	○賃上げの促進に係る税制の改組の概要 令和3年度の税制改正で改組された内容を期限到来前に再度改組 1. 中小企業者等以外の法人 ①控除率を最大30%にまで引上げ ②税額控除額は「継続雇用者」に係る給与等に対する控除に戻す ③適用判定において対象者を新規雇用者から「継続雇用者」に戻す 2. 中小企業者等 ①控除率を最大40%にまで引上げ ○対象法人別の適用要件と控除額		令和4年4月1日～令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(2年間)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象法人</th> <th colspan="2">適用要件</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>1. 賃上げ基準</th> <th>2. 教育訓練費基準</th> <th>控除額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業者等以外の法人</td> <td>1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額</td> <td>-</td> <td>給与等支給増加額 × 15 (※25) % ※10%上乗せ後控除率</td> <td rowspan="4">法人税額 × 20%</td> </tr> <tr> <td>2. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103% (※104%) ※104%以上になると控除率10%上乗せ</td> <td>教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 120% ※要件クリアで控除率5%上乗せ</td> <td>給与等支給増加額 × 20 (※30) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業者等</td> <td>雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5% (※102.5%) ※102.5%以上になると控除率15%上乗せ</td> <td>-</td> <td>給与等支給増加額 × 15 (※30) % ※15%上乗せ後控除率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 110% ※要件クリアで控除率10%上乗せ</td> <td>給与等支給増加額 × 25 (※40) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率40%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	適用要件		控除額		1. 賃上げ基準	2. 教育訓練費基準	控除額	限度額	中小企業者等以外の法人	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	-	給与等支給増加額 × 15 (※25) % ※10%上乗せ後控除率	法人税額 × 20%	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103% (※104%) ※104%以上になると控除率10%上乗せ	教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 120% ※要件クリアで控除率5%上乗せ	給与等支給増加額 × 20 (※30) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率30%	中小企業者等	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5% (※102.5%) ※102.5%以上になると控除率15%上乗せ	-	給与等支給増加額 × 15 (※30) % ※15%上乗せ後控除率		教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 110% ※要件クリアで控除率10%上乗せ	給与等支給増加額 × 25 (※40) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率40%	
対象法人	適用要件			控除額																							
	1. 賃上げ基準	2. 教育訓練費基準	控除額	限度額																							
中小企業者等以外の法人	1. 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	-	給与等支給増加額 × 15 (※25) % ※10%上乗せ後控除率	法人税額 × 20%																							
	2. 継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103% (※104%) ※104%以上になると控除率10%上乗せ	教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 120% ※要件クリアで控除率5%上乗せ	給与等支給増加額 × 20 (※30) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率30%																								
中小企業者等	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 × 101.5% (※102.5%) ※102.5%以上になると控除率15%上乗せ	-	給与等支給増加額 × 15 (※30) % ※15%上乗せ後控除率																								
		教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費 × 110% ※要件クリアで控除率10%上乗せ	給与等支給増加額 × 25 (※40) % ※すべての上乗せ要件のクリアで最大控除率40%																								
	※1. 中小企業者等以外の法人の上乗せ措置について ①継続雇用者給与等支給額の増加割合が4%以上である場合には、税額控除率を10%加算(控除率25%に) ②教育訓練費の額が、前年度より20%以上増えている場合には、税額控除率をさらに5%加算(最大控除率30%に)																										

	<p>※2. 中小企業者等の上乗せ措置について</p> <p>①継続雇用者給与等支給額の増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率を15%加算（控除率30%に）</p> <p>②教育訓練費の額が、前年度より10%以上増えている場合には、税額控除率をさらに10%加算（最大控除率40%に）</p>									
<p>5G 投資促進税制 【見直し・縮減】</p> 	<p>○期限延長と税額控除率の段階的縮減</p> <p>【特別償却額または税額控除】</p> <p>特別償却：取得価額×30%（改正なし）</p> <p>税額控除：</p> <table border="1" data-bbox="422 548 869 728"> <thead> <tr> <th>事業供用時期</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年4月1日～令和5年3月31日</td> <td>15% (9%)</td> </tr> <tr> <td>令和5年4月1日～令和6年3月31日</td> <td>9% (5%)</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除限度額が法人税額×20%。（ ）書きは条件不利地域以外の地域内において事業供用した特定基地局の無線設備の場合</p>	事業供用時期	税額控除率	令和4年4月1日～令和5年3月31日	15% (9%)	令和5年4月1日～令和6年3月31日	9% (5%)	令和6年4月1日～令和7年3月31日	3%	令和7年3月31日まで延長
事業供用時期	税額控除率									
令和4年4月1日～令和5年3月31日	15% (9%)									
令和5年4月1日～令和6年3月31日	9% (5%)									
令和6年4月1日～令和7年3月31日	3%									
<p>少額減価償却資産の損金算入制度の見直し</p> 	<p>○貸付用に供した少額減価償却資産を除外</p> <p>少額減価償却資産に関する3つの制度について「貸付用」に供した資産を除外</p> <p>少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度 （10万円未満の少額資産）</p> <p>一括償却資産の損金算入制度 （20万円未満の一括償却資産）</p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例 （30万円未満の少額資産）</p>	大綱では適用期日等の具体的な明記なし								
<p>大法人における事業税（所得割）の税率見直し</p> 	<p>○所得割の標準税率を一律に</p> <p>外形標準課税の適用法人の所得割について、所得金額の段階に応じた税率を廃止し、標準税率を一律1%とする</p>	令和4年4月1日以後の開始事業年度に適用								
<p>主要規定の延長措置</p>	<p>○交際費等の損金不算入制度（接待飲食費50%の損金算入も継続）</p> <p>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度</p> <p>○中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置（対象の見直し）</p> <p>銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外</p> <p>○海外投資等損失準備金制度</p> <p>○国家戦略特別区域、国家戦略総合特別区域における機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度</p> <p>○オープン・イノベーション税制</p>	令和6年3月31日まで2年延長								

■ 個人所得課税

個人所得課税の改正では住宅ローン控除の見直しが主な内容になっています。

項目	内容	適用期日等																																							
住宅ローン控除 【見直し】 	○住宅ローン控除の見直しの概要	令和4年1月1日～令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除率</td> <td>ローン残高の0.7%（改正前：1%）</td> </tr> <tr> <td>延長期間</td> <td>4年（令和7年末までに入居）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">控除期間</td> <td>新築：13年間（入居年が令和6年以降の「一般住宅」は10年）</td> </tr> <tr> <td>中古：10年間</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>合計所得2,000万円以下（改正前：合計所得3,000万円以下）</td> </tr> <tr> <td>床面積要件</td> <td>50㎡以上（合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上（令和5年末までに建築確認を受けた新築に限る））</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	控除率	ローン残高の 0.7% （改正前：1%）	延長期間	4年（令和7年末までに入居）	控除期間	新築：13年間（入居年が令和6年以降の「一般住宅」は10年）	中古：10年間	所得制限	合計所得2,000万円以下 （改正前：合計所得3,000万円以下）	床面積要件	50㎡以上（合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上（令和5年末までに建築確認を受けた新築に限る））																										
項目	内容																																								
控除率	ローン残高の 0.7% （改正前：1%）																																								
延長期間	4年（令和7年末までに入居）																																								
控除期間	新築：13年間（入居年が令和6年以降の「一般住宅」は10年）																																								
	中古：10年間																																								
所得制限	合計所得2,000万円以下 （改正前：合計所得3,000万円以下）																																								
床面積要件	50㎡以上（合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上（令和5年末までに建築確認を受けた新築に限る））																																								
	○住宅の種類と入居年に応じた限度額の設定																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅種類</th> <th>入居年</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">新築</td> <td rowspan="2">認定住宅</td> <td>令和4年、5年</td> <td>5,000万円</td> <td rowspan="6">13年</td> <td rowspan="6">0.70%</td> </tr> <tr> <td>令和6年、7年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ZEH水準省エネ住宅</td> <td>令和4年、5年</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年、7年</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省エネ基準適合住宅</td> <td>令和4年、5年</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年、7年</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般住宅</td> <td>令和4年、5年</td> <td>3,000万円</td> <td rowspan="2">10年</td> </tr> <tr> <td>令和6年、7年</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中古</td> <td>認定住宅</td> <td>令和4年、5年、6年、7年</td> <td>3,000万円</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一般住宅</td> <td></td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅種類		入居年	借入限度額	控除期間	控除率	新築	認定住宅	令和4年、5年	5,000万円	13年	0.70%	令和6年、7年	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	令和4年、5年	4,500万円	令和6年、7年	3,500万円	省エネ基準適合住宅	令和4年、5年	4,000万円	令和6年、7年	3,000万円	一般住宅	令和4年、5年	3,000万円	10年	令和6年、7年	2,000万円	中古	認定住宅	令和4年、5年、6年、7年	3,000万円	10年		一般住宅		2,000万円	
住宅種類		入居年	借入限度額	控除期間	控除率																																				
新築	認定住宅	令和4年、5年	5,000万円	13年	0.70%																																				
		令和6年、7年	4,500万円																																						
	ZEH水準省エネ住宅	令和4年、5年	4,500万円																																						
		令和6年、7年	3,500万円																																						
	省エネ基準適合住宅	令和4年、5年	4,000万円																																						
		令和6年、7年	3,000万円																																						
一般住宅	令和4年、5年	3,000万円	10年																																						
	令和6年、7年	2,000万円																																							
中古	認定住宅	令和4年、5年、6年、7年	3,000万円	10年																																					
	一般住宅		2,000万円																																						
	○手続きの簡素化 住宅ローン控除適用初年度の確定申告、2年目以降の年末調整時に「住宅借入金の年末残高証明書」の提出が不要	令和5年以後の入居について、令和6年以後の確定申告・年末調整から適用																																							
完全子法人等からの株式配当等に係る源泉徴収制度の見直し	○一定の法人からの株式配当等に係る源泉所得税を廃止 次の法人からの配当等については、所得税を課さないこととし、源泉徴収を行わない ①完全子法人株式等（株式等保有割合100%） ②配当等の支払基準日において、直接に保有する株式等の保有割合が1/3を超える法人	令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用																																							
主要規定の延長措置等	○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 ○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除 ○認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	令和5年12月31日まで2年延長																																							

■ 資産課税

資産課税においては住宅取得資金贈与の延長が図られました。相続税と贈与税を一体に捉えて課税する制度が創設されるのではないかと令和3年中に話題になりましたが、今回の改正では見送られました。

項目	内容	適用期日等
住宅取得資金贈与 【延長】 ↓	○適用期限を延長、契約締結時期にかかわらず非課税限度額を定める ○非課税限度額 良質な住宅家屋 1,000万円 一般の住宅 500万円 震災特例法の良質な住宅家屋 1,500万円 震災特例法の一般の住宅 1,000万円 ○その他 受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる	令和4年1月1日以後の贈与について適用し、適用期間は令和5年12月31日までの2年間
その他	○非上場株式等に係る納税猶予の特例制度 特例承継計画の提出期限を令和6年3月31日まで1年延長 ○財産債務調書制度の見直し ①提出義務者の見直し 現行の提出義務者に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者」を追加 ②提出期限の見直し 提出期限をその年の翌年6月30日までとする (国外財産調書の提出期限についても同様とする)	令和5年分以後の調書について適用

■ 納税環境整備その他

項目	内容	適用期日等						
電子取引に係るデータ保存制度の見直し 【宥恕措置】	○電子取引データの保存に関する2年間の宥恕措置 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>令和4年1月1日～令和5年12月31日</th> <th>令和6年1月1日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保存方法</td> <td>原則：電子データ保存 特例：書面出力保存</td> <td>電子データ保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>税務署長が、電子データの保存要件に従う保存をできなかったことについて「やむを得ない事情」があると認め、保存義務者が、税務調査の際に出力書面の提示・提出の求めに応じることとしている場合には、保存要件に関わらず、その電子データのまま保存することができる (書面に出力しての保存も可能とするよう、運用上、適切に配慮する)</p>	期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日	令和6年1月1日～	保存方法	原則：電子データ保存 特例：書面出力保存	電子データ保存	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間の電子取引について宥恕措置
期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日	令和6年1月1日～						
保存方法	原則：電子データ保存 特例：書面出力保存	電子データ保存						
適格請求書等保存方式に関する見直し	○免税事業者の適格請求書発行事業者への登録の手続き見直し 免税事業者であっても課税期間の途中における任意の時期に適格請求書発行事業者の登録を受けられる	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間						



アクタス 税理士 法人

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6 住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331
【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002
【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683
【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F TEL:0265-59-8070 FAX:0265-59-8077